

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

国

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金46,200円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年4月18日

(2) 事故発生場所

鳥取市湖山町北三丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県立鳥取湖陵高等学校敷地内の樹木が強風により倒れ、和解の相手方が合同宿舎湖山住宅敷地内の児童遊園地に設置するフェンスに当たり、同フェンスが破損したものである。